

マルクス・エンゲルスのボナパルティズム 概念の展開について（1）

後 藤 靖

目 次

はじめに—分析の課題

- I マルクスのボナパルティズム規定の発展
 - 1] 『ルイ・ボナパルトのブリュメール十八日』での規定
 - (A) 第二共和制論
 - (a) 共和制の性格規定
 - (b) 共和制の体制的矛盾
 - (i) 諸階級の対立とその激化
 - (ii) 議会と執行府との矛盾
 - (B) 第二帝政の性格規定
 - (a) 第二帝政のレジームについて
 - (b) 階級的基礎について
 - (i) 例外国家の規定について
 - (ii) 真の階級的基礎について（以上本号）
 - 2] 第二帝政論の展開
 - 3] 『フランスにおける内乱』での規定
 - 4] ボナパルティズム概念の成立と諸外国への適用
 - 5] 小 括
- II エンゲルスのボナパルティズム概念の展開
- III レーニンのボナパルティズム論—帝国主義論との関連
- IV 結び—日本への適用のための論理のくみかえ

は じ め に

—分析の課題

本稿は、わたしの年来のテーマである「近代天皇制国家の変質過程にかんず

る研究」のための理論的仮説作業の一部分にあたるものである。あえて「作業の一部分」としているのは、明治維新（1868年）によって誕生し、大日本帝国憲法の発布（1889年）・帝国議会の開設（1890年）によって進展する帝国憲法体制とともに確立した天皇制国家を、絶対主義国家の確立としてとらえるわたしにとっては、絶対主義論とその特殊日本型天皇制絶対主義を明らかにする理論構成を行わねばならないからである。¹⁾

(1) わたしは、これまでに近代天皇制国家の変質過程を検討するための分析視角として、下山三郎氏や星埜惇氏らの問題提起²⁾に触発されながら、「上からのブルジョア革命」という用語を用いてきた³⁾。けれども、この用語では、変質した近代天皇制国家の形態を説明しうる論理たりえないことに気がついた。「上からのブルジョア革命」とか「上からの革命」という用語は、あくまでもある国家形態が他の国家形態へ移行し変質していくプロセスの問題であり、その変質過程をリードしていくヘゲモニーの所在にかんする規定にしかすぎず、したがって、その結果として作り出された国家の内容を明示する概念たりえない。だから、変質した天皇制国家の本質＝内容規定をも包含しうる概念規定が改めて問われる必要がある。本稿は、そのための試論である。

ところで、変質した天皇制国家とわたしがいふとき、それは絶対主義天皇制国家がブルジョア国家としての本質をそなえることを意味している。そのブルジョア国家への変質がいつごろから進行しはじめ、いつ完了するかについては、続稿において具体的に論証する。したがって、ここでは誤解をさけるために、その転化と完了の時期についての断定はさしひかえておきたい。ともあれ、変質した天皇制国家を歴史的範疇としての特定の国家の形態のなかに求めるとすれば、それはさしあたってはボナパルティズム概念以外にはないように思われる。

(2) ボナパルティズムというのは、周知のように、マルクスが『ルイ・ボナパルトのブリュメール十八日』（1851年12月～53年2月執筆）において、1851年12月に第二共和制を転覆し、やがて第二帝政を構築していく二代目ボナパルトの⁴⁾政治的支配体制のあり方を特徴づけるために用いたものである。けれども、

ボナパルティズムという特殊な政治レジームについての概念規定は、けっして『ブリュメール十八日』で完成したわけではない。たしかに、そこには、ニコラス・プーランツァスがその著『資本主義国家の構造』(田口富久治, 山岸紘一訳, I・II, 未来社刊)で詳細に分析しているように、ボナパルティズムとして歴史的範疇化される資本主義国家の一つの形態の基本的モメントがほとんど包摂されている。だが、ボナパルティズムという概念は、第二帝政の展開にともな⁵⁾ってマルクスとエンゲルスの共同研究によって理論的にも実証的にもより深められたばかりでなく、他の諸国家とくにイギリスやプロシアの分析にも適用しよう⁶⁾とされていた。さらに、レーニンもまたマルクス・エンゲルスのボナパルティズム論⁷⁾を援用してロシアの国家権力の分析を行っているのである。このようにみえてくると、ボナパルティズムは、最初は第二帝政の成立・発展というフランスのこの時期の国家の特質規定のために用いられたが、やがて他の諸国の特定の歴史的発展段階にある国家形態を特徴づける普遍的概念＝歴史的範疇として発展させられたものといえることができる。

ボナパルティズムが歴史的範疇としての特定の国家形態をさす概念として発展させられたとすれば、(i)その理論形成史の検討が必要であり、(ii)それぞれの国の統治形態のちがいにもかかわらず内容的に一致する共通の指標は何かという、少なくとも二つの問題の考察が必要となる。理論形成史というのは、マルクスやエンゲルスがボナパルティズムという用語を普遍化するためにどのような理論構成を行い、また、それをレーニンがどのように継承・発展させたかということにほかならない。また、共通の指標というのは、ボナパルティズムという概念によって諸国の国家形態を裁断する(歴史的範疇化)ということになれば、それぞれの国における国家の外見的形態＝統治形態(共和制、立憲君主制)の如何を問わず、国家の実質的な内的側面である政治レジームの相似性をこそ問題にしなければならない。

※ 本誌の性格上(経済学部)の学生諸君のすべてが会員である、ここでわたしが使用する国家の諸概念について、簡単なコメントを付しておくことにしよう。

①国家とその本質。国家というのは、そのときどきの特定の歴史的 content をもつ経済的

支配＝搾取階級（奴隸制国家＝奴隸所有者階級，封建国家＝封建的土地所有階級たる領主および家臣団，資本主義国家＝資本家階級および大土地所有階級）が，自分たちの経済的支配という共通の利益を守り発展させるために，直接あるいは間接に政治権力を領有し，その公的組織である国家装置＝国家機構（国家元首，政府，官僚機構，議会および地方権力機関などの国家諸機関，裁判や検察などの司法諸機関，警察や軍隊や諜報機関などの強力装置など）を通じて，被支配階級を政治的に支配し抑圧する政治組織のことである。このように，国家は支配階級の独裁の決定的な手段である。しかし，支配階級はその他の政治組織（政党や政治的任意団体）や社会組織（企業家団体や経済的・社会的任意団体，宗教団体）を組織し，それらの手も借りて自己の独裁，自己の権力を実現する。だから，階級独裁は国家装置を主要な実現手段とし，その他の政治的・社会的組織を補完的とするといえることができる。

- ②国家の類型。その国家が，どのような経済的土台（奴隸制か封建制か資本主義か）に立脚し，どのような基本的生産手段の所有者＝支配階級の利益を擁護しているかによって類別されるものであり，奴隸制国家，封建国家，資本主義国家の三つが国家の基本的類型をなす。社会主義国家は生産手段の社会全体による所有を基本とする社会であるから，そこでは特定の間人集団による支配という実体は存在せず，したがって階級支配の装置ではない。その意味で，社会主義国家は国家という形態をとってはいるが，階級国家とは本質的にちがっている。
- ③国家の形態。国家の形態というのは，国家のある基本類型がそのときどきの経済的發展段階，したがって階級関係や階級闘争の發展段階に応じてとる具体的な形態のことである。奴隸制国家での国家の形態はギリシア・ローマの形態やアジアの専制的君主形態，封建国家では純粹封建の形態と絶対王政の国家形態というように類別できる。資本主義国家の場合は，これまでの伝統的な類別の仕方では立憲君主制と共和制を国家形態としてとらえられてきた。資本主義国家の生成期においては，立憲君主制や共和制という外見的形態はその内容（立法権の執行権への優越，ブルジョア・デモクラシー）とほぼ一致していた。だから，その時期においては，立憲君主制や共和制を国家形態の類別の指標として用いることができる。けれども，十九世紀後半期以降とりわけ二十世紀になると外的形態と内的側面とは合致しなくなった。本稿のテーマであるボナパルティズムもそうであり，さらには資本主義が發展して独占資本主義の段階に到達するとともに外的形態と内的側面の乖離はますますはなはだしくなってきた。立憲君主制や共和制という外見をもちながら，その実はブルジョア全体の利益ではなく，その一部分である独占資本家の利益に奉仕するという内容をもち，またファシズムという体制をそなえるにいたった。このように，資本主義のより高度な段階への發展，したがって，資本家相互間の利害対立，

資本家階級と労働者・農民階級との利害対立という複雑な階級対立と闘争の発展につれて、立憲君主制とか共和制という古典的な国家形態の類別法では処理することが困難になってきた。

そのため、今日では国家形態の区分の方法として、④国家の外見的形態としての統治形態（立憲君主制、共和制）、⑤国家の内的側面としての政治レジーム、⑥国家的統一の組織形態（単一国家か連邦または連盟国家か）、という三つのモメントの統一体としてとらえるのが有力になっている。例えば、ソ連邦科学アカデミー国家法研究所の見解（『マルクス・レーニン主義・国家・法の一般理論』、藤田勇監訳、上巻、234～240頁参照）や、藤田勇氏の見解（「国家論の基礎的カテゴリーについて」—『現代と思想』18、所収）がそうであり、また、グラムシは⑥に力点をおき（『現代の君主』青木文庫版）、さらにグラムシに啓発されながらも相互にいちじるしいちがいを示しているブーランツァス（前掲書および『ファシズムと独裁』、田中正人訳、社会評論社刊、参照）とラルフ・ミリバント（『マルクス主義政治学入門』、北西允、田口富久治、綱井幸裕訳、青木書店 および『現代資本主義国家論』田口富久治訳、未来社刊、参照）も⑥によって国家形態を区分しようとしている（両人の論争については、田口富久治著『マルクス主義国家論の新展開』、青木書店刊、参照）。田口富久治氏の見解もほぼ④、⑤、⑥によって国家形態を考えておられるとみてよからう（田口ほか著『政治の科学』改訂新版、青木書店刊）。わたしも、この三つのモメントの統一体として国家形態を考えることに基本的に賛成である。ただ、その場合、もっとも主要な契約としては⑥であると考えられる。

- ④統治形態。統治形態というのは、資本主義国家の例でいえば、君主や大統領などの国家元首の選定の方法、政府の構成＝大臣任免の方法（政党内閣か君主あるいは大統領の任命制か）、行政装置の構成の仕方や任免の方法、議会の構成（一院制か二院制か）と議員の選出方法（財産制限選挙か普通選挙制か）等々、国家権力の最高諸機関の組織の仕方および諸機関の構成の手続きといった国家の外見的形態にかかわる概念である。この外見的形態は、権力の最終機関である君主制と共和制という表章に収斂させ、君主制的形態と共和制的形態とに区別することができる。
- ⑤政治レジーム。政治レジームという概念はきわめて馴染みにくい言葉である。それが含意しているのは次のことである。④支配階級が自己の利益を貫徹するのにブルジョア民主主義的方法をとっているか、公然たるテロ的独裁という方法をとっているか、⑥立法権（議会）と執行権（政府、文武官僚機構）のいずれが優位しているか、⑥国家的執行府のスケジュールをにぎる権力者集団の存在の仕方、最有力な経済的支配階級を代弁する政党および企業家団体と国家権力者集団との結合様式などである。『国家・法の一般理論』が、「政治レジームは、国家権力の手段・方法の総体によってだけでなく、国家装置そのものの一定の構造的特殊性（変化）によ

ても特徴づけられる」（前掲訳書、238頁）といい、「国家権力組織の特徴的な基本的輪郭、国家権力組織の特有な性質と活動方法」といった「国家の形態の主要な内的側面である」（同上、236頁）と述べているのは、具体的には以上のことを理論的に整理したものと考えることができる。だから、政治レジームという表現は、政治的支配の具体的体制といいかえてもよからう。この政治的支配体制＝政治システムのなかに、そのときどきの国家の構成原理が表出されているのである。

(3) さきにごとわっておいたように、本稿は、あくまで近代天皇制国家の変質をとらえるための理論的仮説をつくり上げていく作業の一部分にしかすぎない。そのために、ボナパルティズムの概念の展開にかんする分析といっても、フランスその他の諸国におけるボナパルティズムの形成・発展、そしてそれらの諸国における本格的な帝国主義体制ないしファシズム体制への転化という具体的な歴史過程そのものにまで立ち入るものではない。この点あらかじめおことわりしておきたいと思う。

なお、本稿は、本学の大学院経済学研究科での1980年度の演習での講義ノートに手を加えたものである。討論に参加されたのは経済学研究科博士課程の湯浅良雄（現愛媛大学助教授）横山寿一、および社会学研究科竹内真澄の三君であり、本稿はその討論の過程で深められたものである。

- 1) 絶対主義または絶対王政というのは、封建制の解体期に対応する国家形態であり、したがって国家の類型としてはあくまで封建国家のことである。それゆえに、天皇制国家が1900年代に入るや、国家類型としては本質的にブルジョア国家であり、国家形態としては、絶対主義であるという中村政則氏（『大系日本国家史』Ⅰ、Ⅱ、東大出版1975～6）や芝原拓自氏（岩波講座『日本歴史』近代2、1976年）などの見解とわたしの考え方とは対立する。この点は、続稿で具体的に展開するところであるが、さしあたって藤井松一、佐々木隆爾氏とわたしの共著『日本資本主義発達史』の中の拙稿部分である第二章補論「国家権力の構造にかんする諸説」（有斐閣1979年5月）を参照していただきたい。なお、星埜惇著『国家移行論の展開』での中村政則氏批判の個所で述べられている「国家類型と国家形態」についての論述には、いくらかの理論上の問題はあるにしても、基本的には私の見解と同じであり、賛同できる規定である。星埜氏の理論展開についての疑問は拙稿（福島大学『商学論集』52巻1号）を参照されたい。
- 2) 「上からのブルジョア革命」論を日本近代史に適用しようとする試みは、はじめ服部之総氏によって行われた。その試みにたいして、一定の評価を与えながら、しかも古典の読みかえしを通じて批判を加えながら独自の見解を示したものが下

山三郎著『明治維新研究史論』である。また、独自の理論構成にもとづいて天皇制国家の変質過程を追求しようとしたのが、星埜淳著『社会構成体移行論序説』および『国家移行論の展開』である。本稿では、この二人のすぐれた仕事を十分にふまえながら、一定の批判をこめて新しい視点からの課題設定を行うつもりである。

- 3) 拙稿「日本近代史分析の一視角」(歴史評論, 1968年4月), 「近代天皇帝論」(講座『日本史9』東大出版会, 1971年), 大橋隆憲編『日本の階級構成』, 第二章(岩波新書, 1971年), 拙編『天皇制と民衆』第4章(東大出版会, 1976年)など。
- 4) マルクスがボナパルティズムという場合に、第一帝政をさしている個所もあるがほとんどの場合には第二帝政をさしており、とくにそれを概念化しようとしているのは第二帝政にかんしてであると思われる。この問題については、第二帝政＝ボナパルティズムとする下山三郎氏(前掲書)にたいして、第一および第二帝政と考えるべきだという西川長夫氏(「ボナパルティズム概念の検討」『思想』583号1973年1月, 「ボナパルティズムの原理と形態」一河野健二編『フランス・ブルジョア社会の成立』所収, 岩波書店, 1977年10月)や, 本池立氏(「フランス第二帝政から第三共和国へ」岩波講座『世界歴史, 近代7』)の見解がある。なお, 淡路憲治氏も第二帝政に限定しておられる(『西政革命とマルクス・エンゲルス』, 未来社, 1981年)。
- 5) マルクスとエンゲルスとの国家論のちがいが, エンゲルスによるマルクスの歪曲という形で両者をひきはなしてとらえようとする試みがある(例えば, 柴田高好氏, 大藪龍介氏など)。たしかに, 仔細に検討していけば, マルクスの柔軟で豊富なとらえ方が, エンゲルスによっていきなり国家の本質規定に迫る短絡的なとらえ方に還元されている場合がしばしばみられる。けれども, ある政治的事件やそれによってひきおこされてきた国家の政治レジームの変化をどうとらえるべきかという点については, マルクスとエンゲルスは書翰を通じてしばしば意見を交換しており, マルクスの著作の重要な部分の中にエンゲルスの見解が, またエンゲルスの著作の中にマルクスの意見が盛り込まれている。ボナパルティズム概念についても, 歴大な往復書翰から知られるように, 両者の意見交換の過程でつくり上げられたというべきであろう。この点は, 本文で示すところである。
- 6) マルクスとエンゲルスから, それぞれ一つだけ拾い出しておこう。
①「プロシアは, 1808年～1813年に開始し, 1848年にほんのすこしおしすめたそのブルジョア革命を, 今世紀の終りごろボナパルティズムの気持のいい形態で完成するという奇しき運命をもっている。イギリスでは, ブルジョアジーは彼らのはえぬきの代表者たるブライトを政府内におくりこむのに選挙権の拡張によるほかなかったが, この選挙権の拡張は, その結果として全ブルジョア支配をおわ

らせずにおかないのである。」（エンゲルス『ドイツ農民戦争』第二版序文1870年）。

⑨マルクス自身は、きわめて慎重であるが、例えばイギリスのディスレーリやパーマストン内閣、ドイツのビスマルク政権のボナパルティズム化の傾向を指摘している。この点については、本文の中でフォローすることにする。そこで、ここではさしあたって、一つだけその事例をあげておくに止める。彼は、『フランスにおける内乱』（1871年執筆、全集第17巻）で、フランスの第二帝政は、「ブルジョアジーが国民を統治する能力をすでに失っており、そして労働者階級がまだそれを獲得していないような時期における、ただ一つの可能な政府形態であった。

（中略）国家権力は、外見上は社会のうえに高くそびえていたが、同時にそれ自体、この社会の最大の汚辱であり、まさに社会のあらゆる腐敗の温床であった。この国家権力そのものの腐敗と、この権力によって救われた社会の腐敗とは、プロイセンの銃剣によってあらわにされたが、そのプロイセン自体は、いまやこの統治の最高の本拠をパリからベルリンに移転させることに熱中しているのである」（315頁）、と書き、プロイセンのボナパルティズム化を示唆している。

- 7) レーニンは、「ケレンスキー内閣は、疑いもなくボナパルティズムの第一歩の内閣である」と述べている。（レーニン「ボナパルティズムの始まり」、1917年7月、レーニン全集、邦訳第25巻242頁）。

なお、あらかじめ留意しておかねばならないのは、次のことである。レーニンは、この論文を書く以前に、すでに『帝国主義論』（1916年）。『帝国主義と社会主義の分裂』（1916年）あるいは『国家と革命』（1917年）を書き、資本主義の最も発展した段階である帝国主義の経済的特徴づけや政治的特徴づけを行った。また、それよりさきの『社会主義と戦争』（1915年）では、「ロシアは、ペルシア、満州、蒙古にたいするツァーリズムの政策に、最新型の資本主義的帝国主義が現われたが、しかし全体として、ロシアでは軍事的・封建的帝国主義が優勢である」（全集第21巻、312頁）と書いている。帝国主義の概念を確立していたレーニンが、ケレンスキー内閣をなぜボナパルティズムと規定したのかという点は、ボナパルティズムと帝国主義との国家形態としての連関、またはちがいをどうとらえるべきかという課題を提起しているといつてよからう。

I マルクスのボナパルティズム規定の発展

マルクスがボナパルティズムという規定をはじめて行ったのは、周知のように、『ルイ・ボナパルトのブリュメール十八日』（1851～52年執筆、マルクス・エ

ンゲルス全集、第8巻所収)』においてである。そして、わが国ばかりでなく洋の東西を問わず、ボナパルティズムという概念の利用はマルクスのこの著書に依拠しているか(例えばブーランツァス『資本主義国家の構造』)、またはエンゲルスの『住宅問題』(1872~73年執筆)や『家族、私有財産および国家の起源』(1884年執筆)、『歴史における強力な役割』(1887~88年執筆)を典拠とするのが通例であった。けれども考えてみれば、『ブリュメール十八日』から『住宅問題』までには20年という歳月のひらきがあり、この20年をとびこえて再びボナパルティズムが論じられるという受けとり方は、そもそも不自然な理解の仕方である。そのうえ、『ブリュメール十八日』は、実のところボナパルトが1851年12月2日のクーデタで第二共和制を転覆して権力を篡奪するところで終わっており、彼がナポレオン三世としていよいよ本格的な帝政を開始した以後のことを叙述したものではない。その帝政は、それ以後1870年9月4日に終焉して第三共和制が実現するまでの、ほぼ20年間にわたる治世の時代をもっていた。この20年間にわたる治世は、当然のことながら、それ自体の成立・発展・消滅という歴史的生命をもっていたということであり、そこにはボナパルトの独特の政治的支配の体制そのものの変化・発展がふくみこまれていた。したがって、この間にはマルクスやエンゲルスによる『ブリュメール十八日』以後のボナパルト帝政についての多様なとらえ方、また『フランスにおける階級闘争』や『ブリュメール十八日』でのフランスのプロレタリアートにたいする過大な期待についての誤りの自己反省をふくめた理論の再構成があったはずである。そして、この理論的なきびしい自己反省と第二帝政についての多面的な把握が、『ブリュメール十八日』でのルイ・ボナパルトの特殊フランス的支配体制をボナパルティズムという世界史的普遍的なもの＝歴史的範疇としての国家形態にまで昇華させていく思考過程ではなかったかと、わたしは考える。

そこで、まずはじめに、マルクスの第二帝政についてのとらえ方の発展をさぐってみることにしよう。その発展を明らかにするために、わたしは『ブリュメール十八日』での諸規定を忠実に追うことから始め、ついでそこで諸規定がどのようにつくりかえられていくかを明らかにすることにしたい。

1) 『ルイ・ボナパルトのブリュメール十八日』での規定

(A) 第二共和制論

ここでは、マルクスがルイ・ボナパルト政権に与えた規定を考察することにしてしよう。そのためには1848年2月革命を起点とする第二共和制の性格規定と、その共和制のもつ諸矛盾の素描が不可欠の前提となる（以下引用は全集，邦訳）。

③ 共和制の性格規定

マルクスは、二月革命によって成立した臨時政府（1848年2月24日成立）には王朝的反政府派（オデロン・バロの指揮下にある商工業ブルジョアジーの自由主義者たち）や共和主義的ブルジョアジー、民主主義的＝共和主義的小ブルジョアジー、そして社会＝民主主義的労働者といった革命を準備しあるいは決定した分子がみな臨時の地位を占め、選挙制度の改革によって有産階級の政治的権利を拡大し、金融貴族の排他的支配を倒そうとしたと書いている¹⁾（113頁）。だが、これらのブルジョアジーは、6月22日から27日のパリの労働者の蜂起を徹底的に弾圧した。こうして、ブルジョアジーは革命の結果をブルジョア的尺度にひきもどすことに成功し、ブルジョア共和制は「人民の名においてブルジョアジーの全体が支配する」体制をつくり上げたのである（114頁）。この成立したばかりのブルジョア共和制の主導権を掌握していたのは純粹共和派＝オルレアン派であったが、その他の諸階級や階層——金融貴族、産業ブルジョアジー、中間層、小ブルジョア、農村住民、知識分子、軍隊、坊主、遊動警備軍として組織されたルンペン・プロレタリアート——が味方していた。

マルクスは、二月革命による臨時政府の成立、そして6月のプロレタリアートの蜂起を弾圧した後のブルジョア共和制を、「人民の名においてブルジョアジーの全体が支配する」「最高の国家形態」と規定しながら、しかもそれが「一つの階級（ブルジョアジーのこと）の他の諸階級にたいする無制限の専制」以外の何物でもないことを指摘した（115頁）。このブルジョア共和制についての性質規定は、マルクスが、『ヘーゲル法哲学批判』（1843年執筆）で君主制と対比しながら民主制にたいして与えたロマン主義的規定とは、はなはだしく異なっていることを見落してはならない。その「無制限の専制」を可能にしたの

は、生まれたばかりのこのブルジョア共和国が、七月王政時代の「行政・地方制度、司法、軍隊などの古い組織に手をふれなかった」(119頁)ばかりでなく、³⁾常備軍の将校が指揮する24大隊＝2万4,000名もの遊動警備軍を新しく組織したことによる。実際、憲法制定国民議会においてブルジョア共和派が憲法について討議し表決することに没頭している期間(1848年6月25日から12月10日まで)、陸相をつとめていたカヴェニャックが首相となり(1848年6月28日)、彼の命令のもとにパリは戒厳状態が維持されていた。マルクスは、「このパリの戒厳状態は、共和国を生みおとす陣痛に悩んでいた憲法制定議会の産婆役であった」(123頁)と書いている。とはいっても、「カヴェニャック、これはブルジョア社会にたいするサーベルの独裁ではなくて、サーベルによるブルジョアジーの独裁であった」。⁴⁾こうして生みだされた新憲法(1848年11月12日分布)は、一院制、普通選挙制をうたったが、同時に大統領に広範な権限を与えた。12月10日にボナパルトが大統領に選出され、12月20日カヴェニャックが解任され、ボナパルトによってオデイロン・パロが内閣を組織するに及んで純粹ブルジョア共和派は没落させられていく。

ここで注目しておかなければならないのは、マルクスがボナパルティズムを「サーベルによる独裁ではなく、サーベルによるブルジョアジーの独裁」と規定している点である。それは、絶対王政もボナパルティズムも統治の外的形態は暴力的独裁ではあるが、その両者が依拠している階級的基礎が全く異質なものであり、それゆえに国家の類型が本質的に異なっていることを明示している。いいかえると、絶対王政はまさに旧封建階級の国家そのものであり、ボナパルティズムは独裁というレジームをとってはいるが、まさに資本家階級のための独裁体制であるという本質規定を行っていることを見落としてはならない。

1848年12月20日から49年5月28日までの過程は、秩序党(正統王朝派＝大地主およびオルレアン派＝金融貴族と大工業家の統合体)が純粹共和派を駆逐し、議会的共和制という形態での独裁を開始する移行期であった。49年6月から50年5月31日までが、秩序党の議会的独裁の時期にほかならなかったが、この秩序党は普通選挙法を廃止することによってその支配を完成したとはいうものの、議

会内閣を失い、軍隊にたいする指揮権も行政にたいする束縛も失い、はては議院内での単独多数派の地位まで失ってしまった。そして、51年10月9日から12月2日にかけては、議会と執行権力との公然たる決裂状態がくりひろげられ、議会は自分の階級からも軍隊からも、また他のすべての階級からも見殺しにされて、ボナパルトの前に屈伏してしまった。

純粋共和派を追い出した秩序党は、大地主、金融貴族、大工業家の党派ではあったが、彼らは「フランス・ブルジョアジーの二つの分派」であり、議会的共和制を「平等の権利をもって同居できる中間地帯にとどまらず、彼らの共同支配のための不可欠の条件であり、ブルジョアジーの一般的な階級利害に従属させられる唯一の国家形態」と考えていた（171～172頁）。だが、自分たちの政治的支配を完成させるために強行した普選の廃止は、「共和制を危くしただけでなく、同時に二つのブルジョア分派の共同支配をも危くし、君主制の可能性をよみがえらせたと同時に、その君主制が両分派の覇権争をよみがえらせ」（175頁）、ついに金融貴族はボナパルト派となり（177頁）、ボナパルトを最後の勝利にみちびいたのである。右にみてきたことから知られるように、マルクスは、二月革命から1851年12月2日の共和制の没落にいたる間の第二共和制を次のようにとらえていた。すなわち、ブルジョア共和制は、「人民の名においてブルジョアジーの全体が支配する」「最高の国家形態」であるが、しかしながらその本質においては「ブルジョアジーが他の諸階級にたいする無制限の専制」という内容をもち、古い官僚機構を継承・発展させながら、「サーベルによるブルジョアジーの独裁」という形態をとったということである。

⑥ 共和制の体制的矛盾

すでにみたように、マルクスは、ブルジョア共和制をブルジョア的国家形態の最高のものとして規定しながら、同時にそれがもつ体制的矛盾を明らかにし、その矛盾が「君主制の可能性」、したがってボナパルトの専制支配をもたらす必至性を内包していたと述べている。この点を少し検討してみよう。

(1) 諸階級の対立とその激化

第二共和制は、すでに述べたように、複雑な階級構成からなり立っていた。

マルクスは、その点について次のように整理している。「ブルジョア共和制の側には金融貴族、産業ブルジョアジー、中間層、小ブルジョア、ルンペン・プロレタリアート、農村住民が味方し」、プロレタリアートは6月の蜂起によって弾圧され、臨時政府から放逐された(114頁)。このほかに、1789年から1793年までと、1814年から1830年にいたる復古王政時代とに権力の座にあった、昔からの「正統の」ブルボン王朝の支持者であった正統王朝派に代表される大土地所有階級がいぜんとして存在していた。そして、48年12月以降、この大地主階級＝正統王朝派が金融貴族・大工業家＝オルレアン派と合同して秩序党を形成し、議会的独裁を形成したことはすでに述べた。

ブルジョア共和制に味方していた雑多な諸階級がどのように分裂していくかについては、すでにみたところである。では、ブルジョア共和制がなぜそのような諸階級の混成という形態をとったのか。この点についてのマルクスの分析をみることにしよう。

マルクスは、その主たる要因を産業ブルジョアジーの未成熟にもとめている。彼は『フランスにおける階級闘争』でこう書いている。イギリスにおいては「コブデンやブライトなどのような銀行や取引所貴族にたいする十字軍の先頭にたつ工場主がじっさいにいる。なぜ、フランスにはいないのか？イギリスでは工業が優勢であり、フランスでは農業が優勢である」。「フランスの最大の工場主でも、彼らのイギリスの競争者とくらべると小ブルジョアに過ぎない」。

「フランスの工業はフランスの生産を支配していない。だから、フランスの工業家は、フランスのブルジョアジーを支配していない。彼らはブルジョアジーのその他の分派(金融貴族<「銀行家、取引所王、鉄道王、炭鉱・鉄鉱・森林の所有者、彼らと結ぶ一部の地主」>や大土地所有者のこと―筆者注)に対抗して彼らの利益を貫徹するために、イギリス人のように、運動の先頭に立ち、同時に彼らの階級的利益を先頭に押しだすことができない」。「彼らは革命の随伴者の仲間にはいり、彼ら自身の階級の全体的利益とは対立する利益に奉仕しなければならない」。「フランスでは、正常ならば、産業ブルジョアジーのしなければならぬはずのことを小ブルジョアがなし、正常ならば小ブルジョアの任務であるべ

きことを労働者がしている」。だが、産業ブルジョアジーは、「二月革命によって利口になった。そして、労働者の雇い主、産業資本家ほど直接に、労働者に脅かされているものではなく、だから工場主は、フランスでは必然的に、秩序党のもっとも狂信的なメンバーになったのだ。金融資本によってその利潤が削減されることぐらいは、プロレタリアートによって利潤が廃止されることにくらべれば、なんであらう？」⁵⁾

みられるように、マルクスは産業ブルジョアジーの未成熟が、彼ら自身で自らの階級的利益を実現するための革命の主導的勢力たりえず、小ブルジョアジーや労働者階級に依拠しながら二月革命をたたきとり、共和制を樹立せざるをえなかったと特徴づけている。彼らは共和制の成立後は金融貴族とより強い結合をもち、プロレタリアートを徹底的に弾圧したばかりでなく、小ブルジョアジーをも臨時政府から追い出したと述べている。しかも、その小ブルジョアジー（「カフェの主人、料理店主、居酒屋の主人、小商人、小店主、手工業者等」⁶⁾）は、「国庫の赤字が六月反乱の失費のためあらたに膨張し、国庫の収入が生産の停滞や消費の制限や輸入の減少によって、たえず低減し」、そのあおりをくって「大きな部分は完全に没落させられ、残りのものも資本に無条件に隷属するような条件のもとでだけ、かろうじてその業務をつづけることを許される」状態に追いこまれた⁷⁾。こうした経済状態が多くの失業者とルンペン・プロレタリアートを作り出しもしたのである。

さらに注目すべきことは、この時期、フランスの全人口の三分の二以上にも及ぶ2,500万人が農民であった。彼らの大部分は自由な土地所有者であったが、その多くは税金の収奪と穀物価格の低落から負債を背負い、高利貸からしばり取られていた⁸⁾。だからこそ、「しだいに農民や小ブルジョア、一般に中間階層がプロレタリアートとならんで立ち、公けの共和制との公然たる対立にかり立てられ、この共和制から敵として扱われるにいたった」⁹⁾のである。

産業資本の未発展のために、第二共和制下のフランスはまさに複雑な階級構成からなりたっていた。それは、ブルジョアジーとプロレタリアートの敵対的關係を基軸としながらブルジョアジーと雑多な小ブルジョアジーおよび農民階

級との敵対関係という、「フランス社会のあいたたかう諸階級の均衡」状態を示していた。この「諸階級の均衡」状態が、秩序党が「ブルジョア的世界秩序」の代表者として、共和派に対立する王党派としてではなく他の諸階級に対立するブルジョア階級として、それを果たす¹⁰⁾にいたったと、マルクスは規定している。

(四) 議会と執行府との矛盾

二月革命を遂行した諸階級、したがってまた臨時政府を構成した諸勢力、さらに第二共和制のもつ「諸階級の均衡」状態は、議会と執行府とのあいだの矛盾をつくり出した。この矛盾関係の進展をマルクスはどのようにとらえていたろうか。ここでは、この点を明らかにしてみることにしよう。

1848年6月事件からボナパルトが共和国大統領に選出された48年12月10日までは、すでにみたように「ブルジョア共和派の排他的支配」であったが、それでも「行政、地方制度、司法、軍隊などの古い組織は、手をふれられずにそのまま残され」ていた(前出)。新憲法の公布(1848年11月12日)にもとづいて、ボナパルトが大統領に選出されることによって、共和国は二つの頭をもつにいたった。立法議会と大統領をである。その国民議会は、普通選挙によって選出された750人の人民代表からなりたっており、「立法の全権、宣戦、講和、通商条約締結についての最終の決定権、大赦権」をもっている。これに対して、大統領の方は「王権の属性をことごとく備え、国民議会にかかわりなく自分の大臣を任免する権能をもち、執行権力のあらゆる手段をその手ににぎっており、すべての官職を授け、そのことによってフランスですくなくとも150万人の生死を左右している。というのは、これだけの人数が、50万人にのぼる官吏と各級の将校とに扶養されているからである。大統領は、武装力の全部を統率している。また、個々の犯罪者を特赦し、国民軍の職務を停止し、市民自身の選んだ県議会、郡議会、市町村議会を、参事院の同意を得て解任する特権をもっている。すべて外国との条約を発議し、それを主宰する権限をもっている」(『ブリュメール十八日』前掲書、120~121頁)。こうして、いまや国民議会はその権限を立法の範囲に止められたが、大統領は執行権力の一切を掌握するにいたった。

ところで、国民議会で採択された（1848年11月4日）共和国憲法は「主権はフランス市民全体に属する」（第一条）と人民主権を宣言し、居住、言論、結社集会、思想、信仰、教育、財産等々の市民的自由の一切について完璧な規定を盛りこんでいた。そして、その制度的保障が普通選挙制にはかならなかった。だが、この見事な共和国憲法のブルジョアの憲章それ自体が、実はやがて大統領＝執行府が議会＝立法府に優越していく必然性を内包していた。

およそ、憲法というものは、絶対王政のそれであれ、ブルジョア国家の立憲君主制や共和制のそれであれ、社会の変革過程がある休止点に達し、新しく形づくられた階級関係が確立し、支配階級の内部で対立していた諸分派がある妥協を見つけて、それによって相互間の闘争をなおつづけながらも、基本的に対立する敵対階級を抑圧してしまったようなときに、はじめて作成され採択され公布される。しかも、その過程は、ひとしく、つねに銃剣を助産婦としている。これが憲法というものの一つの特徴である。だが、同時に、われわれは、憲法の考察にさいして、憲法の諸条項を現実の国家の実体的な組織法だと解してはならない。それは抽象的な原則＝たてまえを示したものにしかすぎず、その原則がそのまま実行に移されると考えてはならない。憲法の真の実態は、憲章にもとづいて制定される具体的な組織法＝特別法のなかにこそ見出されねばならない。いいかえると、憲法の諸規定は特別法によって実体化され、具体的に運用されていくものなのである。これが憲法のいま一つの特徴であり、それが執行府の独自性を保障する合法的基礎となる。

マルクスは、そのような視野から、『ブリュメール十八日』に先立つ半年前に、「1848年11月4日に採択されたフランス共和国憲法」（1851年6月執筆、全集第7巻、502～514頁）を書いた。彼はこう述べている。——「フランスの憲法は自由を保障してはいるが、しかし、いつでも法律によって設けられた、あるいは将来設けられるべき除外例の制限内で、それを保障しているのである！」（503頁）と。そして、その除外例として、1848年6月23日付の戒厳令、1848年7月28日のクラブ（結社）の警察による監視・規制法、¹¹⁾1848年8月11日および¹²⁾49年7月27日の新聞出版保証金法、1849年11月29日の労働団体規制法、1850年

3月15日の教育監督法, 1850年7月30日の演劇検閲法, 1849年3月15日さらに50年5月31日の政治犯および諸規則に違反した者の選挙権剥奪と居住地による制限(「その結果, フランス国民の三分の二が投票数を奪われたのである!」506頁)などをあげ, この共和国憲法は「もっとも不誠実な企図を背後に隠した, 美しい言葉の寄せ集めにすぎない」と論断している。これらの制限諸立法は, それ自体その制限や取締りを執行府にゆだね, それだけ執行権力の立法権力からの強化を合法化する自己矛盾を蔵している。しかも, 憲法は, 国内行政諸機関とその行政, 警察, 軍事の統率権, いいかえると執行権の一切を大統領に委託することを規定しているのである(注9参照)。

共和国憲法のもつこの矛盾は, 諸階級間の対立・抗争が激化するにつれて, ますます執行権の自立性を強め, 執行府の立法府=国民議会にたいする実質的優越という事態をもたらした。それを決定的にしたのは, 1848年12月20日のオデロン・バロを首班とするボナパルトの第一次内閣の成立であった。マルクスは, さきに引用しておいたように, これを起点として「ブルジョア共和派の没落の歴史」がはじまるといい(124頁), ブルジョア共和派は, いまや「執行権力と王党派を相手として自分たちの共和主義と立法権を守るべき段になると, 臆病に, いくじなく, 無気力に, 意気沮喪して, たたかう力もなく, 退却してしまった」(125頁)と書いている。事実, さきにあげた制限諸立法にもとづくバロ内閣の権限の強化には議会は手をこまねくばかりであり, 49年1月29日に開かれた国民議会は, ボナパルトが計画した軍隊の閲兵式と大がかりな軍事演習に驚愕し, バロ内閣の意をうけた無名の一議員ラトーの憲法制定国民議会解散の動議を圧倒的多数で可決してしまった。そしてまた, 5月8日には憲法と議会を無視してボナパルトがローマ遠征(1849年4月16日~30日)を行ったことにたいし, ルドリュ・ロランと山岳党が訴追動議を提起したのを議会は多数でこれを否決したのである。事態はそれに止まらなかった。5月13日の立法国民議会の選挙で秩序党が勝利し, 純粋共和派が敗北したのをきっかけに, ボナパルトの憲法無視はいっそう露骨になり, 6月11日にはローマ砲撃を行った。これにたいして, ルドリュ・ロランが再び大統領の訴追動議を提出したが, それ

はあっけなく否決されてしまった。さらに6月13日の山岳党による抗議・デモは軍隊によって徹底的に鎮圧されたばかりでなく、社会＝民主党（旧山岳党と社会主義的な諸グループの合同）の印刷所は破壊され、民主派の新聞は発行禁止され、戒厳令が布告され、40人の進歩的議員たちの訴追とハドリュ・ロランの国外追放が強行された。こうした事態を、マルクス「ブルジョアジーが、立憲制擁護の反乱に、社会の転覆を目的とする無政府行政という烙印を押したのは、執行権力が彼らに対立して憲法を侵害しようとする場合にさえ、反乱をよびかけてはならないと、自分自身に禁じた」議会の自殺行為であると書いている（140頁）。

バロ内閣は、秩序党を基礎にした議会内閣であったが、しかし、それはボナパルトが任命したものであった。1849年、ボナパルトがこの内閣を解任したことは、だから秩序党が、そして議会が議会政治を維持していくのに必要な執行権力の把握を失ったことを意味している。それは、第二共和制が自ら内包していた自己矛盾の発露にほかならなかった。よく引き合いに出されるマルクスの次の有名な一節は、この点を見事に集約している。

「フランスのような国、執行権力が50万人以上の人間からなる官吏軍を支配し、おびたしい数の利害と生存をつねに絶対的に左右している国、国家の市民社会を、その生活のもっとも広い発露からそのもっともささやかな動きにいたるまで、そのもっとも一般的な存在様式から個々人の私生活にいたるまで、からみこみ、統制し、処分し、監督し、後見している国、この寄生体〔国家〕が異常な中央集権化によって、あらゆることなく、知らざるものとなって、いよいよ急速な運動と弾力を獲得しているのに、現実の社会体は、それにひきかえ、たよりなく非自主的で、ばらばらでまとまりがない点で、右の寄生体と好個の対照をなしているような国、こういう国では、国民議会が同時に国家行政を簡素化し、官吏軍をできるだけ減らし、最後に市民社会や世論に、政府権力から独立した独自の機関をつくらせないかぎり、国民議会は、大臣の任免を左右する力を失うとともに、いっさいの現実の影響力を失うということは、すぐ理解されるであろう。ところが、フランスのブルジョアジーの利益は、まさにこの広範で複雑多岐な国家機構を維持することと、きわめて密接にからみあっている。……過剰人口の就職先、利潤、利子、地代、謝礼金という形でせしめとることのできないものを、国家の俸給という形で埋め合わせ……、ブルジョアジーは、その政治的利益に迫られて、弾圧を日々強化するほかなく、……その階級の地位に迫られて、

一方では、およそあらゆる議会権力の存立条件、したがってまた彼ら自身の議会権力の存立条件を破壊しないわけにはいかなかったし、他方では、自分と敵対関係にある執行権力を、抵抗不可能となるまでつよめないわけにはいかなかった」(144～145頁、なお注(3)も参照のこと)。

産業ブルジョアジーがフランスの工業を、したがってまた国民経済全体を支配しうるまでに成長せず、それゆえに「諸階級の均衡」という階級関係の存在のなかでは、自らの階級的利害を貫徹していくために一元的な支配体制をつくり出し、発展させることはできなかった。金融ブルジョアジーや大土地所有者(=秩序党)もプロレタリアートや小ブルジョアジーの抗議行動を抑圧し、自らの階級的利害を追求していくためには、ボナパルトの執行府に依存せざるをえなかった。¹³⁾こうして、フランスのブルジョアジーは、「彼らの共同支配のための不可欠の条件であり、ブルジョアジーの一般的な階級利害に従属させられる唯一の国家形態」(171～172頁)としての議会的共和制を、1950年5月31日の普選法の廃止によって実質的には破壊してしまった。そして、51年12月2日から始まるボナパルトによるクーデター——立法議会の解散、普通選挙権の復活、戒厳令の布告、各党指導者の逮捕、反抗者の大量処刑など——によって、「ボナパルトの勝利、立法権力にたいする執行権力の勝利」(192頁)が実現する。

(B) 第二帝政の性格規定

わたしは、ようやく、マルクスの第二帝政＝ボナパルティズムについての規定を検討する場所にきた。そこで、この『プリュメール十八日』で、マルクスが第二帝政＝ボナパルティズムの性格規定にさいしてあたえた特徴づけを、ここでは二つの点から整理してみたいと思う。その一つは統治形態をめぐる特徴づけであり、第二は階級的基礎の問題である。

① 第二帝政のレジームについて

マルクスは、第二帝政の政治レジームを特徴づけるにあたって、それが共和制という統治形態を帝政＝立憲君主制という統治形態に逆転させたという前提から出発していることを見落してはならない。マルクスは、ボナパルトによってくつがえされた共和制を、フランスのブルジョアジーが自ら国家諸機関＝政

治権力を直接に領有し、ブルジョアジーの一般的階級利害を貫徹するための直接的な政治的支配を行うのにもっとも都合のよい唯一の統治形態であったと規定した。第二帝政はこの統治形態の否定の上に成立したのである。だが、第二帝政の国家の階級の本質を正確に理解するためには、既述のように、第二帝政が共和制そのものがその統治様式のなかに内包していた諸矛盾から必然的に生み出され、そしてその諸矛盾を解決するという幻想を諸階級に与えることによって成立し、発展したものであることを見落してはならない。念のため、いま一度、マルクスの叙述を引いておこう。「ブルジョアジーは、その政治的利益に迫られて、弾圧を日々強化するほかに……その階級的位置に迫られて、一方では、およそあらゆる議会権力の存立条件、したがってまた彼ら自身の議会権力の存立条件を破壊しないわけにはいかなかったし、他方では、自分と敵対関係にある執行権力を、抵抗不可能となるまでつよめないわけにはいかなかった」（145頁）。

ボナパルトは勝利した。それは「立法権力にたいする執行権力の勝利」にはかならなかった。しかも、その勝利は共和制にたいする帝政の勝利であった。こうして国家の形態はかわり、その実体をなす政治レジームも立法権の執行権に対する優越という内容から、執行権の立法権に対する優越という内容をもつものにかわった。ボナパルトが掌握するその執行権力の構成は、「50万の軍隊とならぶもう50万の官僚軍」という「膨大な官僚・軍事組織」から成りたっており、しかもそれが「網の目のようにフランス社会の肉体にからみついて、その毛穴をふさいでいる」（192頁）状況をつくり出した。こうして、第二帝政は、まさに官僚的・軍事的独裁という国家形態をとって出現したのである。マルクスは、この事態を次のように整理している。

第一帝政は、「全国のブルジョア的統一をつくりだすために、すべての局地的・地域的・都市的・地方的な分立権力を打ち砕くことを任務とした第一革命（1789年）」が、「絶対君主の始めた仕事、すなわち政府権力の集中化を進展させると同時に、また政府権力の規模や、機能や、属吏の人数を拡大」したが、それを引きつぎながら、この中央集権的な官僚・軍事組織をもつ国家機構を完

成した。その後、復古王政(1815～30年7月)と七月王政(1830年7月～40年2月)は、「市民社会内部の分業が新しい利害集団を、したがってまた、国家行政のための新しい材料をつくりだすにつれて」、この国家機構内部の分業を発展させた。さらに、議会共和制は、反対派の諸階級を弾圧するために、「政府権力的手段を増大させ、その集中をつよめざるをえなかった」。そして、「二代目ボナパルトのもとで、はじめて国家は完全に自立化したように見える。国家機構は、市民社会に対抗して自分の足場をしっかりと固めた」(193頁)のである、と。

この行文は、第二帝政＝ボナパルティズムの性格規定にとって重要な意味もっている。マルクスは、二代目ボナパルト＝第二帝政において国家と市民社会とは完全に分離し、国家機構が市民社会を完全に自分に従属させるほどの最終的發展をとげたといっている。いうまでもなく、絶対王政は国家と市民社会の端緒的な分離という歴史的發展段階に対応する国家の形態であり、国家と市民社会の完全な分離に対応し、またそれを促進する国家の形態は近代ブルジョア国家にはかならない。そして、絶対王政が作りだした中央集権的官僚・軍事機構は、ブルジョア国家に引きつがれながら、そこで完成させられるのである。だから、「国家を完全に自立化」させ、「市民社会に対抗して自分の足場をしっかりと固めた」という事態は、とりもおさず第二帝政がフランスのブルジョア国家を完成したということにかならない。それは、第一革命→第一帝政→復古王政→七月王政→議会制共和制という一連の政治過程のなかで作り上げられてきた「市民社会に対抗して自分の足場をしっかりと固め」、その社会から「自立化」した国家機構を完成したのである。だから、マルクスは、第二帝政は「ブルジョア的秩序の安全をはかること」、いいかえると、第二帝政はブルジョア階級の階級的利害を代表することを「自分の使命」として¹⁴⁾いた(201頁)と書いている。

マルクスの第二帝政の国家の本質にかんするこの規定は、『フランスにおける内乱、第一草稿』(1871年4～5月執筆)のなかでより発展させられている。この発展的規定は、それ自体第二帝政の諸政策の展開と密接な関連をもってい

ることはいうまでもない。その立証は、後節の課題であるが、上述の個所をよりわかりやすく、しかも正確に理解しておくために、あえてさきばしって引用しておくことにしよう。

「それ（第二帝政下の官僚・軍事機構）は、もはや、立法議会内閣に従属した階級支配の手段として登場したのではなかった。それは、支配階級の利益をさき自分の支配に従属させ、支配階級の飾りもの議会をやめて、官選の立法院と政府お抱えの元老院とにおきかえた。この政府権力の絶対的支配は、普通選挙権によって、また『秩序』、つまり生産者にたいする地主と資本家の支配を維持する公認の必要によって是認された。それは……現在の羽目はずした腐敗と、最も寄生的な分派である金融詐欺師の勝利とをつつみ、過去のあらゆる反動勢力をほしのままに跋扈させた。……国家権力は、第二帝政においてその最後の、最高の表現をうけとったのであった。外見上は、社会にたいするこの政府権力の最終的な勝利のようにみえたが、事実は、この社会のあらゆる腐敗分子の無礼講であった。事情に通じない者の目には、それは、立法院にたいする執行府の勝利としかみえず、社会の自治〔autocracy〕をよそおう階級支配の形態が、社会に優越した権力をよそおう階級支配の形態〔によって〕、最終的に打ち破られたものとしかみえなかった。しかし、実際には、それは、この階級支配の最後の、墮落した、そして唯一の可能な形態、それらの階級それ自体にとっても、彼ら支配階級によって束縛されている労働者階級にとっても、同様に屈辱的な形態にすぎなかった」（全集、第17巻、512頁、なお傍線は引用者のもの）

上の引用文中の傍線部分——「生産者にたいする地主と資本家の支配を維持する公認の必要」、「社会のあらゆる腐敗分子の無礼講」、「この（地主と資本家）階級支配の最後の、墮落した、そして唯一の可能な形態」——こそ、マルクスの第二帝政の本質論にほかならない。

以上に見てきたことから明らかになったように、『ブリュメール十八日』¹⁵⁾でのマルクスの第二帝政論は、①共和制を立憲君主制という統治形態に逆転させ、②執行権力の立法権力への絶対的優越というレジームをつくり出し（オートクラシーのブーロクラシーへの転換）、③この官僚的・軍事的独裁によってブルジョア階級の利害を代表するものであった、と要約することができるであろう。この官僚的独裁を、マルクスは、「おびただしい人数の、金モルをいっばいつけた、栄養のいい官僚」、「坊主の支配」、「軍隊の優越」（198～9頁）というように描き出し、そしてこの支配形態が必然的に国民諸階級にたいしては

「サーベルの支配」¹⁶⁾(189頁)と「大陸の侵略」(198頁)を内包し、この二つが支配の不可欠の手段であったと指摘している。

⑥ 階級的基礎について

従来、ボナパルティズムの特質を論じる場合、例外国家論や階級均衡論、あるいは社会的基礎論というのが強調されてきた。では、マルクス自身は『ブリュメール十八日』では、これらの諸点をどのように規定していたのであろうか。この点について検討してみることにしよう。

(イ) 例外国家の規定について

マルクスは、『ブリュメール十八日』およびその直前に書いた『フランスにおける階級闘争』のなかでは、第二帝政についてことさらに例外国家という概念規定を与えてはいない。その点は、『ブリュメール十八日』とほぼ同時期にエンゲルスが書いた『昨年十二月にフランスのプロレタリアが比較的の不活発だった真の原因』においても同様である。

しかしながら、のちにエンゲルスによって定式化される例外国家概念のエッセンスは、『ブリュメール十八日』のなかに散見されるのである。エンゲルスが、ボナパルティズムを例外国家という概念で定式化するのには、周知のように、『家族、私有財産および国家の起源』においてである。その一節に彼は、こう書いている。

「国家は階級対立を抑制しておく必要から生まれたものであるから、だが同時にこれらの階級の衝突のただなかで生れたものであるから、それは通例、最も勢力のある、経済的に支配する階級の国家である。この階級は、国家を用具として政治的にも支配する階級となり、こうして被抑圧階級を抑圧し搾取するための新しい手段を手に入れる。たとえば、……近代の代議制国家は、資本が重労働を搾取するための道具である。とはいえ、例外として、相たたかう諸階級の力がたがいにほとんど均衡しているため、国家権力が、外見上の調停者として、一時的に両者に対してある程度の自立性をそなえる時期がある。たとえば、貴族と市民階級がたがいに勢力伯仲していた十七世紀と十八世紀の絶対君主制がそれである。ブルジョアジーにたいしてはプロレタリアートを、プロレタリアートにたいしてはブルジョアジーをけしかけたフランスの第一帝政、とくに第二帝政のボナパルティズムがそれである。この種の最近の作品で、支配者も支配される者も同じように滑稽に見えるのは、ビスマルク国民の新ドイツ帝

国である」（全集，第21巻，190～191頁）。

エンゲルスのこの行文は，今日の国家論研究の理論的發展段階からすれば，きわめて不十分なものであり，補完すべきいくつかの弱点をもっている。だが，この点については，いまここで問題にすべきことではなく，後節でふれることにしたい。ともあれ，エンゲルスがここで整理しているのは，①通例国家とは経済的支配階級が自ら政治権力を領有し，自らの階級的利益を貫徹するために政治的支配を行う国家のことである，②例外国家とは，相対立している諸階級の力が相互に均衡しているため，経済的支配階級が直接に政治権力を領有することなく，第三者が政治権力を掌握し，「外見上の調停者」として「両者にたいしてある程度の自主性をそなえ」た国家権力が政治的支配を行う国家のことであると。

エンゲルスのこのような分類からいえば，第二帝政は明らかに例外国家といえることができる。その条件を最初に設定したのは，1851年12月2日から4日にかけてのナポレオンのクーデタに産業ブルジョアジーが喝采をさけび，自ら「議会の破壊に，彼ら自身の支配の没落に，ボナパルトの独裁に卑屈なブラヴォーを叫んだ」ときである（187頁）。この日から「サーベルが彼らブルジョアジーを支配する」体制がはじまるのである（189頁）。こうして，フランスは，ブルジョアジーという「一階級の専制をのがれた」が，それはボナパルトという「一個人の専制のもとに逆もどりするためでしかなかったように見える」（192頁），とマルクスは書いている。そして，彼が「二代目ボナパルトのもとで，はじめて国家は完全に自立化し，……国家機構は，市民社会に対抗して自分の足場をしっかりと固めた」（193頁）と書いているのは，上の文脈をふまえてのことである。だから，その前段で「絶対君主制時代，第一革命時代，ナポレオン（一世）時代のいずれにあっても，官僚はブルジョアジーの支配を準備する手段にすぎず，復古王政時代，ルイ＝フィリップ時代，議会的共和制の時代のいずれにあっても，官僚は，自分ではどんなに独自の権力になろうとつとめたにせよ，支配階級の道具」にしかすぎなかったといい（193頁），第二帝政のもとではじめて「執行権力が社会（したがって社会諸階級—筆者挿入）を自分に従

属させ」(195頁), 「強力で無制限な政府」(197頁)として「自立化」したというのである。¹⁷⁾この論旨が、エンゲルスのさきの引用文中の、「国家権力が……ある程度の自主性をそなえる, 云々」といった文脈につながっていることは否定できない。

(d) 真の階級的基礎について

すでにみてきたように、『ブリュメール十八日』でのマルクスの第二帝政の特徴づけは、①立憲君主制というブルジョア統治形態にもかかわらず、実体は官僚的・軍事的独裁という国家形態をとり、②ブルジョアジーの直接的な政治的支配を否定し、「強力で無制限な政府」を頭部とする執行権力が社会=社会諸階級に超絶しながら、基本的にはブルジョアジーの階級的利害を貫徹していくことを自己の使命とした、ということであった。政治レジームとしてのこのような特殊性=例外性は、どこに起因しているのであろうか。この点についての『ブリュメール十八日』でのマルクスの叙述を追ってみよう。

(i) 農民の評価

そのさい、よく引き合いに出される行文は、「国家権力は宙に浮いているものではない。ボナパルトは、一つの階級、しかもフランス社会で最も人数の多い階級、分割地農民を代表する (Vertritt)」(194頁)という個所である。この行文は、第二帝政があたかも分割地農民をその階級的基礎とするかのように受けとられがちであるが、¹⁸⁾けっしてそう理解してはならない。というのは、「ボナパルト王朝が代表する (repräsentiert) のは、革命的農民ではなく保守的農民」であるが(195頁), 「十九世紀のはじめにフランス農村民を解放し豊かにするための条件であった『ナポレオンの』所有形態は、この世紀がすすむにつれて、彼らを奴隷化し窮民とする法則になりかわっており、まさにこの法則こそ、二代目ボナパルトが擁護しなければならない『ナポレオンの観念』の第一」であったからである(196頁)。

マルクスからのこの引用部分は、二代目ボナパルト=第二帝政は、革命的であれ保守的であれ、分割地農民を資本の支配にゆだね、彼らを零落させ分解させる法則を擁護することにあるということである。つまり、既述したように、

資本制生産様式の発展の法則を擁護することが第二帝政の使命にほかならなかった。ほんらい権力の階級的基礎というのは、その国家によって真の階級的利害を代表される経済的支配階級にほかならない。

だから、マルクスもボナパルトが保守的分割地農民を「代表する」というとき、それは次のような意味合いで使用しているのである。すなわち、「分割地農民たちのあいだにはたんなる局地的な結びつきしかなく、利害の同一性が、彼らのあいだにどんな共同関係も、全国的結合も、政治的組織も生みださないかぎり、彼らは階級をつくっていない。だから、彼らは議会をつうじてであれ、国民公会をつうじてであれ、自分の階級的利益を自分の名まで主張する能力がない。彼らは、自分で自分を代表する (vertreten) ことができず、だれかに代表 (vertreten) してもらわなければならない」(194頁)。彼らは、その「代表」としてボナパルトをえらんだ。それは、「ナポレオンという名まえをもつ男が自分たちにすべての栄光を取りもどしてくれるだろう、という奇跡信仰」(195頁)からであった。議会制共和制のもとで都市の高利貸資本によって土地を抵当債務とされ、差押えと公売と強制売買に追いこまれ、しかも、そのブルジョアジーに反抗したために戒厳令で押さえ込まれた農民が、その社会的生存条件を守り固めるためにナポレオン幻想にとりつかれたのである。ボナパルト王朝は、かくして「農民の迷信を、偏見を、そして過去」を「代表する」(repräsentiert)のである(195頁)。農民のこの幻想と期待は、資本主義的發展という「開花」と「その未来」によって現実には打ちくだかれ、農民蜂起にたいする第二帝政の軍隊による「農民狩り、農民の大量投獄と流刑」(195頁)という形でむくわれる。こうして、第二帝政は、農民の階級的利害を代表したのではなく、農民の「彼らを他の階級から保護し、上から彼らに雨と日光をふりそそがせる無制限な統治権力として現われ」(194頁)ることを期待した願望を代表したのである。このように考えてみると、vertritt, vertretenは「代表する」と訳すよりも、「代弁する」とした方がより内容的に即した訳語であり、誤解を避けうるのではないかと思われる。

なお、マルクスは「ボナパルトは、一つの階級、しかもフランス社会で最も

人数の多い階級、分割地農民を代表(代弁)する」というこの行文を、『フランスにおける内乱』とその『第一草稿』および『第二草稿』では、次のようにい
いかえている。

- 「ルイ・ボナパルトを共和国大統領に送出したのは、フランスの農民であった。だが、帝政をつくりだしたのは、秩序党である。……1850年1月と2月に秩序党がつくった法律はみな、農民にたいする公然たる弾圧策であった。農民がボナパルト派となったのは、農民の目からみれば、大革命(1789年)とそれが農民にあたえたあらゆる利益とが、ナポレオンに体现されていたからである。第二帝政のもとで急速にくずれていったこの幻想。こういう過去の偏見が、農民の生きた利益とさしせまった必要にたいするコミューンの訴えに、どうして抵抗することができたであろうか?」(『フランスにおける内乱』, 全集第17巻, 322~23頁, 『第一草稿』同巻519頁)。
- 「農民は、第二帝政——すなわち、社会から分離し独立した国家のあの最後の勝利——の受動的な経済的基礎(die passive ökonomische basis)であった。……第二帝政は、プロレタリアに対する支配階級の積極的闘争のなかで、農民の受動的な支持(passiver Untertützung)に支えられて生み出されたものである」(『第一草稿』全集, 第17巻, 514頁)。
- 「帝政、国民中の生産者の大多数、すなわち外見上闘争の範囲外にあって、資本と労働の中間に立っているかのようにみえる農民に立脚すると称する帝政、云々」(『第二草稿』, 同上, 563頁)。

などが、そうである。これらの論稿では、農民は、ボナパルトを大統領に選んだのであって、第二帝政そのものをつくり出したのではないこと、そして第二帝政下においては受動的な基礎でしかなく、コミューンをたたかった労働者階級の同盟軍とさえなり、第二帝政の命脈を断つ一翼を担ったというように評価されている。こうして、『フランスにおける内乱』およびその『第一草稿』、『第二草稿』と『ブリュメール十八日』とでは、帝政と農民との関係についての規定が本質的にとまでいえるほどにちがってきている。このちがいをこそ、マルクス自身におけるボナパルティズム概念の発展なのである。この評価の仕方のちがいは、『フランスにおける内乱』で突如として出てきたものではない。この点については、後節で仔細に検討するところである。

(ii) 真実の階級的基礎

ボナパルトが大統領に、そして第三共和制をけちらして第二帝政を創設していく過程と、それがどのような階級的対抗関係を基底としていたかについては、すでに書いた（Aの⑥の¹⁹⁾（イ）。いま一度、その個所でわたしが整理した結論部分を簡単にいえば、こうであった。第二共和制の末期の階級的対抗状況は、ブルジョアジーとプロレタリアートの敵対関係を基軸としながら、秩序党に結集した大ブルジョアジー（金融貴族・大工業家）および資本家の大土地所有者と産業ブルジョアジーとの対立、これらブルジョアジーと小ブルジョアジー・中間層および農民階級との対抗という、諸階級間の複雑な対抗＝「均衡」（エンゲルスの表現）という様相を呈していた。この階級的対抗状況が第二共和制を第二帝政に逆転させる基礎的要因にほかならなかった。マルクスは、『ブリュメール十八日』でこう書いている。

議会内の秩序党は、……他の社会諸階級との闘争のなかで、彼ら自身の政体である議会政体のすべての条件をわれとわが手で破壊することによって、ブルジョアジーの政治的支配がブルジョアジーの安全や存続とあいられないことを声明したとすれば、他方議会外のブルジョアジーの大衆は、大統領にたいして卑屈な態度をとり、議会に悪罵をあげせ、自分たちの新聞を残酷に虐待することによって、ボナパルトにブルジョアジーのものを言う部分とものを書く部分、その政治家と文筆家、その演説と新聞を弾圧し、たたきつぶすようにそそのかした（179頁）。

この引用文が、さきに『フランスにおける内乱』やその『第一草稿』（第二草稿）での「帝政をつくりだしたのは、秩序党である」、という適切な規定に発展させられたものであることはいうまでもなからう。それよりも注目しておかねばならないことは、金融ブルジョアや大地主（秩序党）にとっては、ブルジョアジーの政治権力の直接の領有＝議会制共和制それ自体が「ブルジョアジーの安全や存続とあいられない」事態にまで対立が深刻化し、「ブルジョアジーの安全や存続」を維持し発展させるために、自らボナパルトに政治権力を委託したという点である。「つまり彼らは、支配する苦勞と危険をまぬかれるために、自分たちの政治的支配権を手ばなした」（179～180頁）のである。この点についてのマルクスの具体的な事実立証を、『ブリュメール十八日』から若干引いておこう。

- 「金融貴族は、フルドが入閣（1851年1月20日の議会外中間内閣）して以来ボナパルト派になっていた。フルドは取引所でボナパルトの利益を代表していただけでなく、同時にボナパルトのところで取引所の利益を代表していた」（177頁）。
- 「大ブルジョアジー（大工業資本家）の地方代議機関である各県議会は、……ほとんど一致して（ボナパルトが1851年7月19日に提案した）憲法改正に賛成を表明し、したがって、議会反対、ボナパルト支持を声明した」（179頁）。
- 「産業ブルジョアジーも秩序を熱狂的に望んでいたので、議会内の秩序党と執行権力とのけんかには腹をたてた。……彼らが証明したことは、彼らの公的利益、彼ら自身の階級的利益を守り、彼らの政治権力を維持するための闘争が、彼らには、私的営業の攪乱として、厄介で腹だたしいものと思えないということであった。ボナパルトの巡行のさいには、どこでも、ほとんど一つの例外もなく、県庁所在都市のブルジョア名士たち、市参事会員や商事陪審判事などが、卑屈きわまる態度で彼をむかえた」（178頁）。

マルクスのこの叙述部分は、第二帝政の真の階級的基礎がいかなる階級であったかを明瞭に示していると考えてよい。ボナパルトが12月10日会（「社会のくず」）の首領という外見をもち、農民を「代弁」した「ブルジョアジ社会の内部で下層の人民階級を幸福にしようと望むものだと自認」（201頁）したとしても、彼は結局のところ「工業と商業、つまり中間階級（ブルジョアジー）の事業」に花を咲かせる政策を遂行せざるをえなかった。そのために、ボナパルトの第二帝政は、「無数の鉄道敷設権」を下付し、土木事業を企画せざるをえなかった²⁰⁾のである。このような諸政策は、一方では中間階級とりわけ金融貴族の蓄積基盤を拡大させ、他方では「人民の租税負担を増大させ」、「農民が負債をしょいこむのを促し」、そして「所有の集積をはやめる」（202頁）事態をつくりだしたのである。

『ブリュメール十八日』でのマルクスの階級的基礎論は、上述のようにとらえるべきであろう。そして、この視点が、第二帝政の財政金融政策の根幹をなす「クレデイ・モビリエ」論や対外侵略政策分析によって深められ、マルクス自身の第二帝政論＝ボナパルティズム論が豊かにされていく。この点を次節以下で検討することにしよう。

- 1) マルクスは、『フランスにおける階級闘争』（1850年1月～10月）のなかで、
「二月のバリケードのうえにたちあらわれた臨時政府は、その構成に、必然的に、

この勝利を分かち合った種々の党派を反映していた。臨時政府は、7月王政を協力して倒したものの、その利害関係は相敵対していた種々の階級の妥協以外のものではありえなかった。政府内の大多数はブルジョアジーの代表からなっていた。共和主義的小ブルジョアジーはルドリュ・ロランとフロコンに代表され、共和主義的ブルジョアジーは『ナショナル』の人々によって代表され……労働者階級はわずかに二人の代表者、ルイ・ブランとアルベールをもつだけであった。」（マルクス・エンゲルス全集、第7巻邦訳、14頁）。「プロレタリアートが獲得したものは、その革命的解放のための闘争基盤であって、けっしてこの解放そのものではなかった。／二月共和制は、まずさしあたってはむしろ、金融貴族とならんで有産階級全体を政治権力の圈内にはいらせることによって、ブルジョアジーの支配を完全にしなければならなかった。……普通選挙権によって、フランス人の大多数をなしている名目上の財産所有者、農民がフランスの運命の審判官に任命された。最後に二月共和制は、そのかげに資本が隠されていた王冠をたたきおとして、ブルジョアの支配を純粋な形であらわした」（同上、15頁）と書いている。

- 2) マルクスは『ヘーゲル法哲学批判』のなかで、民主制について次のような規定を与えていた。

「君主制においては、国家制度の人民があり、民主制には、人民の国家制度がある」。民主制の「国家制度は、それがあがるがままのものとして、すなわち人間の自由な産物としてあらわれる」。「民主制は、人間から出発し、国家を客観化された人間にする。宗教が人間を作ったのではなく、人間が宗教を作ったように、人間が国家制度を作ったのである」。「民主制では人間が法律のために存在するのではなく、法律が人間のために存在するものであり、法律は人間的な存在であるが、これに反して民主制以外のものでは、人間が法律的存在なのである」。「民主制においては、国家制度・法律・国家そのものは、それが政治的国家制度であるかぎり、ただ人民の自己規定であり、その規定された内容にすぎない」等々（マルクス・エンゲルス全集、第1巻、262～264頁参照）。ここには、君主制にたいする民主制の理想主義的把握がある。もっとも、このような把握の仕方は、マルクスが1845年の春に書いた『フォイエルバッハにかんするテーゼ』（全集、第3巻所収）において克服されたとみてよい。例えば、

④「支配的階級の思想は、いずれの時代においても支配的思想である。ということは、社会の支配的物質的力であるところの階級は同時に社会の支配的精神力であるということである。物質的生産のための手段を意のままにしうる階級は、それと同時に精神的生産のための手段を自由にあやつることができるのであるから、そのためにまた概して言えば、精神的生産のための手段を欠く人々の思想は支配階級の思いどおりにされる状態におかれている。支配的思想は、支配的な物質的

諸関係の観念的表現、思想の形をとった支配的な物質的諸関係以上のなにもでもない。したがって、それは、まさにそれこそが一方の階級を支配階級たらしめているような諸関係の観念的表現であり、したがってこの階級の支配の思想である」(42頁)。

(ロ)「ブルジョアジーは、それが階級であってもはや身分でないという理由からしても、いやおうなしに、もはや地方的ではなく全国的規模で組織され、その平均的利益になにか普遍的な形態を与えざるをえない。私的所有が公共物(共同体)から解き放たれたことによって、国家は市民社会とならんでその外にある一つの特別な存在物となったのであるが、しかしそれは、ブルジョアが対外的にもその所有とその利益を相互に保障し合うために、どうしても持つことにならざるをえない組織の形態である」。「国家という形態において支配階級の人々は、彼らの共通利益を押し立て、そして一つの時代の全市民社会はその形態のなかでまとまるものである以上、あらゆる共通の制度は国家の手を介してとりきめられ、なんらかの政治的な形態をもたせられることになる」(58頁)。

この『フォイエルバッハにかんするテーゼ』では、思想、法律、国家がその時代の支配階級の支配の組織、支配の手段であることが明確にされており、「民主制」をこれらの文脈の中に位置づけると、自明のことではあるが、それは『ヘーゲル法哲学批判』での規定の否定であり、『ブリュメール十八日』に発展すると考えてよい。

3) 「全国のブルジョアの統一をつくりだすために、すべての局地的、地域的・都市的・地方的な分立権力を打ち砕くことを任務としたフランス第一革命は、絶対君主制の始めた仕事、すなわち政府権力の集中化を進展させると同時に、またこの政府権力の規模や、機能や、属吏の人数を拡大せざるをえなかった。ナポレオンがこの国家機構を完成した正統王政と七月王政は、分業を拡大したほかは、なにひとつつけ加えなかった」。「議会的共和制は、革命に反対してたたかうさい、弾圧措置をつよめるとともに、政府権力的手段を増加させ、その集中をつよめざるをえなかった」(マルクス・エンゲルス全集、第18巻193頁)。

4) マルクス『フランスにおける階級闘争』(マルクス・エンゲルス全集、第7巻、38頁)。

5) マルクス『フランスにおける階級闘争』(前掲書76頁、なお、< >は9頁)。

当時のフランスの産業の状態について、ソビエト科学アカデミ版『世界史、近代5』は、ヴィヴィットにえがいている。フランスの「綿花の消費は、1831年の2,800万キログラムから1845年の6,400万キログラムにふえた。商工業の企業に投資された資本額は、20年間(1830~47年)に1.5倍(300億フランから450億フラン)にふえた。工業で使用される蒸気機関の数は、1847年には4,853に達した。

30年代にはフランスで鉄道建設が始まり、1847年1月1日までに1,535キロメートルの鉄道が運行し、529キロメートルの鉄路が敷設されていた。／フランスの工業は、きわめて不均等に発展した。大工業、おもに繊維工業（綿、羊毛、亜麻の各製品）はフランスの北部（リール）、北西部（ルーアン）、東部（アルザス、ロレーヌ）で成長した。冶金業はロワール川河流域で急速に発展した。／パリでは、衣服、小間物、ぜいたくな装飾品、高級家具生産のような工業部門が支配的であった。ここでは2人ないし10人の労働者が働く中小企業が圧倒的であった。1847年のパリの企業家のうち、10人以上の労働者を雇っているのはわずか10パーセントにすぎず、企業の半数が単独の手工業者かまたはたった一人の労働者を使うちっぽけな仕事場からなっていた。このような仕事場は、買占め人やマニユファクチュア工場主＝企業家の傘下に入って操業していた。／人口の点ではフランスの第二の都会であり、絹織物工業の中心地であるリヨンの工業では、分散マニユファクチュアがなお支配的であった。大企業家＝マニユファクチュア工場主は、ふつう前貸問屋であったにすぎない。彼らは1台ないし6台の機械とそれに相応する数の職人、助手、徒弟を持った零細な設備の所有者に原料を支給して、仕事をさせていた」（林基ほか訳、1962年6月、東京図書株式会社刊、288頁）。

なお、この時期のより詳細な分析としては、服部春彦著「フランス産業革命論」（1968年、未来社）や遠藤輝明「フランスにおける資本主義の発達」（岩波講座『世界歴史、近代6』所収、1971年）、本池立著『フランス産業革命と恐慌』（1979年、御茶の水書房）、メンデリソン『恐慌の理論と歴史』第2巻、279～300頁、415～416頁（飯田貫一ほか訳、1960年、青木書店）参照。

- 6) マルクス『フランスにおける階級闘争』、前掲書、35頁。
- 7) 同上書36～7頁。
- 8) 同上書、80～81頁、93頁。マルクス＝エンゲルス『評論、1850年5～10月』（全集、第7巻所収448頁～450頁）。

なお、参考までにみておくと、フランスの1862年の土地保有者の規模別構成は、25エーカー以下の小農家が約500万戸、25～100エーカーの中規模農家が636,000戸、100エーカー以上の大規模保有者が154,000戸といわれている（J. H. クラバム『フランス、ドイツの経済発展』、林達監訳、188頁、参照）。

- 9) 同上書、84頁。この点について、マルクスは『ブリュメール十八日』では、「農民は、かねての希望をみな裏切られ、一方では穀物価格が下がったため、他方では租税の負担と抵当負債がふえたため、従来以上に苦しい状態に陥ったので、ほうぼうの県で動揺しはじめた。彼らにたいする答は、学校教師たちをいじめて聖職者に従属させ、市町村長たちをいじめて県知事に従属させ、スパイ制度を施行してすべての人をこれに従属させることであった」と述べている（146頁、な

お、マルクス（在パリ）からエンゲルス（在ヴェヴェ）宛の1840年8月17日付書翰、全集第27巻、127頁も参照）。さらに『フランスにおける内乱、第一草稿』（1871年4～5月執筆、マルクス・エンゲルス全集、第17巻）では、「フランスの農民は、彼らがほんとうに望んでいるものはなにかということ、1849年と1850年に、彼らの村長を政府の知事に、彼らの学校教師を政府の司祭に、彼ら自身を政府の憲兵に対立させることによって示しはじめた。1849年そしてとくに1850年1月と2月に秩序党がつくった反動的諸立法（フランスをいくつかの軍管区に分けて極悪の反動家をすえ、これに広範な権限を与えた法律、共和国大統領に市町村長任免権を与えた法律、学校教師を知事の監督下においた学校教師取締法、および国民教育の指導にたいする聖職者の影響力を強めた教育法のことなどをさす一筆者注）の核心は、とりわけフランスの農民を対象とするものであった。フランスの農民がルイ・ボナパルトを共和国大統領としたのは、第一革命（1789年の革命）から農民が受けとったすべての利益が、農民の言い伝えのなかで空想的に第一ナポレオンの一身に引きうつされてきたからである。クーデタの後にフランスのいくつかの県で起こった農民の武装蜂起と憲兵の農民狩りとは、この幻想が急速にくずれていったことを証明していた」（519～520頁）といい、さらに「中央集権的政府機構の中心地、本拠としてのパリは、農民を憲兵、収税吏、県知事、司祭および農村有力者の支配に、すなわち農民の敵の事例に従属させ、農民からあらゆる生活を奪った。パリは、農村地方におけるあらゆる独立的生活の機関を抑圧した。……パリを拠点とする政府の中央集権制をつうじて、農民は政府と資本のパリによって抑圧された。」（529頁）と書いている。この叙述部分は、『フランスにおける階級闘争』や『ブリュメール十八日』の当該箇所とくらべると、その記述が簡潔化されている反面、より深い内容づけがなされていることを見落してはならない。このことは本文で述べるところであるが、ボナパルト政府にたいするマルクスの把握の仕方の発展と結びついていると考えることができる。

- 10) エンゲルス『昨年12月にフランスのプロレタリアが比較的不活発だった真の原因』（全集、第8巻）222頁。エンゲルスのこの論文は1852年2月に書かれたものである。それは、マルクスが『ブリュメール十八日』の最終章の執筆にとりかかっていたほぼ同時期に書かれた。マルクス（在ロンドン）とエンゲルス（在マンチェスター）は、1851年8月以来、ルイ・ナポレオンについての意見をしばしば交換しており、エンゲルスの1851年12月3日付の書翰は『ブリュメール十八日』の書き出しのなかにそっくり生かされている（マルクス・エンゲルス全集、第27巻、326～327頁参照）。そういう点から考えると、エンゲルスのこの論文は、マルクスにとっても十分に納得のいくものであったと考えてよい。当時のエンゲルスは「階級均衡」ということを幅広く、柔軟にとらえていたように思われる。と

いうのは、「フランス社会のあいたたかう諸階級の均衡」と規定したさい、次の行文がその前提的理論として展開されているからである。すなわち、「階級闘争は、現実の戦闘行動と結びついているわけではなく、それをたたかうのにならざるもバリエードや銃剣を必要としない。あい対立し、あい争う利害や社会的地位をもった、さまざまな階級が存在しているあいだは、階級戦争は消滅することができない。このにせものナポレオンが祝福された登場をして以来、大土地所有者と農業労働者あるいは分益農、大金融業者と抵当負債を背負った小自由農、資本家と労働者がフランスの住民のあいだになくなったという話は、まだ聞いたことがない。」（同上書 222 頁）と書いている。資本制的経済構造がまだ十分に発展していないフランス社会の複雑な階級構成がもたらしたこの「諸階級の均衡」をエンゲルスはいわば状況論としてとらえているようにみえる。この「均衡」論が、『住宅問題』その他でボナパルティズムを「ブルジョアジーとプロレタリアートの均衡」という概念になぜおきかえるにいたったか、という点の解明こそボナパルティズムの歴史概念化にとって必要不可欠な作業ということになる。なお、そのさい、マルクス自身が、第二帝政について「実際には、それは、ブルジョアジーが国民を統治する能力をすでに失っており、そして労働者階級がまだそれを獲得していないような時期における、ただ一つの可能な政府形態であった」（『フランスにおける内乱』、全集第17巻、314頁）と書いていることを念頭におくべきである。

- 11) クラブ禁止の緊急動議と議決の意味づけについては、マルクス＝エンゲルス「パリの情勢」（全集、第6巻、208～9頁）参照。
- 12) エンゲルスは「フランスの労働者階級と大統領選挙」（1848年12月執筆、全集第6巻、所収）で、「労働者の諸新聞は、いずれにしても戒厳状態や、傾向裁判や保障金によって弾圧された」（542頁）と書いている。
- 13) マルクスは、「評論1850年5月～10月」のなかで次のように書いている。「秩序党は人民と闘争するうえで、たえず執行部の権力を増大させざるをえなくされている。執行部の権力が増大させられることに、その担い手ボナパルトの権力を増大させる。だから、秩序党は、その共同の権力を強化するに比例して、ボナパルトの王位僭奪の闘争手段を強化し、決定の日に暴力的に立憲的解決を挫折させるボナパルトの機会を強化する」と（マルクス・エンゲルス全集、第7巻、462頁、参照）。この行文は、『フランスにおける階級闘争』のなかにそのまま生かされている（同上巻、100頁、参照）。
- 14) マルクスは、『ブリュメール十八日』の中では、ボナパルト＝第二帝政の経済政策についてはきわめて簡単にしかふれていない。だが、その指摘は、第二帝政を特徴づけるうえできわめて重要な内容をもっている。彼は、こう書いている。

「工業と商業、つまり中間階級（ブルジョアジー）の事業は、強力な政府のもとでむろ咲きの花を咲かせねばならない。」といい、無数の鉄道敷設権の下付によって「銀行と政府のあいだに獅子の契約が結ばれ、抵当銀行を設立させて「農民が負債をしょいこむのを促し、所有の集積をはやめた」（202頁、なお、マルクスの1852年6月26日のクルス（在ワシントン）宛書翰、全集第27巻、429頁、およびエンゲルスの52年3月18日付のマルクス宛書翰、同上、32～33頁もこの点についてふれている）と。マルクスが、第二帝政の経済政策を本格的に叙述し、その本質についての豊かな規定を行っていくのは、「小ポナパルトのフランス」（1856年4月、全集第11巻所収）、とくに「クレディ・モビリエ」（1856年8月、全集第12巻所収）以後の諸論説においてである。この点の詳細な分析は、次節の課題である。

- 15) 『ブリュメール十八日』では、マルクスは、第二帝政を例外国家として規定してはいない。それが明確に例外国家という規定を与えられるのは、『フランスにおける内乱』第二草稿においてである。これは、後に検討することにするが、『ブリュメール十八日』と対照させるために、この第二草稿の個所を引いておこう。「帝国、国民中の生存者の大多数者、すなわち外見上階級闘争の範囲外にあって、資本と労働の中間に立っている（相争う二つの社会勢力のどちらにたいしても冷淡で、敵意をもっている）かのようにみえる農民に立脚すると称する帝政、支配階級にたいしても、被支配階級にたいしても優越した一勢力として国家権力を行使し、この両者にたいして休戦を強要し（階級闘争の政治的な、したがって革命的な形態を沈黙させ）、横領者階級の議会権力、したがってその直接の政治権力を打ち砕くことによって、国家権力からその直接の階級専制の形態をはぎとる帝政は、古い社会秩序に一時的な延命を保障する唯一の可能な形態であった」（全集、第17巻、563～564頁）。
- 16) 注9) 参照。なお、マルクスは「イタリアの暴動—イギリスの政治」（1853年2月執筆、全集第8巻）のなかで、ルイ・ナポレオンの弾圧によって亡命した人数を書いている。それによると、パリとセーヌ県だけでも約4,000人、エロー県で2,611人、ニエーブル県で1,478人、ヴァール県で2,181人そのほか12,000人がアフリカに追放された（508頁参照）。なお、マルクス（在ロンドン）からアードルフ・クルス（在ワシントン）への1852年7月20日の書翰（全集、第28巻：430～431頁）も参照。
- 17) 『フランスにおける階級闘争』で、マルクスはこう述べている。「連合ブルジョア分派は、彼らの統治した権力の唯一の可能な形態、彼らの階級支配のもっとも完全な形態である立憲共和制から、下級の、不完全な、より弱い形態である君主制へ後退することによって、すでに運命の判決をくだされている」（全集、第7

卷91頁) と。

- 18) わが国の「ナポレオンの観念」の基礎分析をはじめて取上げられたのは、山田盛太郎著『日本資本主義分析』(1934年、岩波書店刊)である。そこでは、こう述べられている。

「日本における『ナポレオンの観念』の精髓は、自作農の中堅、中農の上層部分」である。『『ナポレオンの観念』の基礎は合理的に把握される必要がある。1645年に王党をネースビーに撃破せしクロムウェルの軍隊を形成せしものは『独立農民たるヨーマン階級』であり、またフランス大革命における精鋭なナポレオンの軍隊の基礎をなせしものは『零細土地所有農民』であり、また、1871年、パリの堅塁を抜きしビスマルク＝モルトケの軍隊の根幹なるものは『復興』に飢えしプロシアの『封建的土地貴族』であり、さらに旧露の柱石、精悍なるコサック騎兵の構成要素は『富裕農』『コサック農民』であった」

この叙述は混乱にみちている。この行文のあやまりについての仔細な検討は、本稿の結びで改めて行うことにしたい。さしあたって、ここではわたしには首肯できるニコラス・プーランツアスの次の行文をあげておくに止めよう。「ボナパルティズムこそが独自の階級としての、この社会構成体における社会勢力として分割地農民を構成する」(『資本主義国家の構造』Ⅰ、田口富久治・山岸紘一訳92頁)。プーランツアスのこの指摘は、きわめて重要な論点を開示している。すなわち、彼は分散的存在として農民をボナパルトがはじめて社会勢力としての階級としてまとめ上げたといっているのである。

- 19) エンゲルス(在マンチェスター)は、1851年2月5日のマルクス(在ロンドン)に宛てた書翰で、ブルジョアジーの内部分裂の状況について、こう書いている。

「ブルジョアが彼らの古い正統王朝派やオルレアン派の親方たちからますます離れつつある。第一に、会議ではバロシュを支持したものはかなり少数で、そこでは連合派が彼を倒した。そして、連合派は非常に多くの非ボナパルト派、かつてのオルレアン派などから成っていた。次には保守的ブルジョアジー全体のあからさまな気分で、これはナポレオンにとって以前よりもずっと有利になっている。この連中の大部分は、今ではオルレアン派の王政復古陰謀も正統王朝派のそれをも全然望んでいない。こんな解決は彼らにとって厄介なことなのだ。そして彼らが欲しているのは、現在の大統領制が長びくことなのだ。……だが、このようないい加減などちつつかずはただ集団そのものの場合にのみ可能だということ、そして自分がこの派の正式の代表者だと主張しようとする者も、6ヶ月以内にみな再び中立を脱して明確な王政派が帝政のなかに追いこまれるだろう」(全集第27巻、159～160頁)。

- 20) エンゲルスは、1852年3月18日付のマルクスへの書翰で、ボナパルトの国債政

策や郵政改革などについて、自ら「真正社会主義者」と名のっているボナパルトが「ますますブルジョア的常識の軌道にはまっていくなことの非常に決定的な徴候だと述べている（全集、第28巻33頁）。マルクスも、52年12月3日付のエンゲルス宛書翰で、「ボナパルトの帝国密月は盛大なものだ。この男はいつでも借金で暮らしてきた。……そのためにさっそく株式売買や鉄道思惑のための特殊銀行だ。この男はまったく相変わらずだ。大山師と王位借望者とはけって相容れないことはないのだ。云々」と書いている（同上、168頁）。ただ、このマルクスの書翰は、『ブリュメール十八日』の中に加えるべきものではなく、それ以後のボナパルト論と関連しているとみた方がよからう。